

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域住民、専門職、団体、企業など福祉分野に限らない多様な主体の理解と相互の連携・協力が必要となるため、重層的支援体制整備事業の実施により、庁内関係課の連携強化を図るとともに、多機関の協働推進、参加の推進及び地域づくりの推進に向けた支援体制の整備を図り、多様な主体とのつながりを広げながら地域福祉を推進していきます。

また、地域福祉の推進に中心的な役割を果たす社会福祉協議会と基本理念や地域における課題を共有し、連携・協働のもと地域福祉の推進に取り組みます。

2 計画の進行管理・評価

地域福祉部会において、計画の評価と進捗管理を年度ごとに行い、本計画を総合的に推進していきます。

また、地域福祉推進協議会において、取組の実施内容の点検を行い、社会福祉協議会の第8次地域福祉推進計画の進捗状況や、生活環境等の変化で新たに生じる課題等を踏まえ、適宜取組の方向性の確認や見直しを行います。

評価方法や評価指標については、今後、国の動向等を踏まえ検討していきます。

1 計画策定関係法令

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）〈抄〉

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）〈抄〉

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 計画策定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
令和2年（2020年） 9月17日	地域福祉部会（第1回）	・第3次芦屋市地域福祉計画中間評価 ・第4次芦屋市地域福祉計画の策定の検討
10月23日～ 12月5日	市民会議	・全3回実施
11月18日	社会福祉審議会	・第4次芦屋市地域福祉計画の策定体制の検討
11月26日～ 令和3年（2021年） 3月26日	検討チーム検討会	・4つのチームで各4～5回実施
2月5日～ 2月26日	市民意識調査	・市民3,000人を対象に実施
3月17日	座談会	・子ども・若者へのアプローチを考える ・NEWご近所づきあいを考える
3月19日	地域福祉部会（第2回）	・各検討チームの検討状況報告
5月25日	地域福祉部会（第3回）	・第4次芦屋市地域福祉計画骨子案の検討
7月29日	地域福祉部会（第4回）	・第3次芦屋市地域福祉計画前年度評価 ・第4次芦屋市地域福祉計画骨子案の検討
8月18日	若者から学ぶ芦屋の未来 （若い世代との交流イベント）	・地域福祉部会が試行的に実施
9月28日	地域福祉部会（第5回）	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
10月26日	地域福祉部会（第6回）	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
11月1日	推進本部幹事会（第1回）	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
11月8日	推進本部本部会（第1回）	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
11月19日	社会福祉審議会	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
12月6日	市議会民生文教常任委員会	・第4次芦屋市地域福祉計画原案の報告
12月17日～ 令和4年（2022年） 1月25日	市民意見の募集 （パブリックコメント）	・計画原案に対する意見募集
1月21日	地域福祉部会（第7回）	・第4次芦屋市地域福祉計画原案の検討
1月27日	推進本部幹事会（第2回）	・第4次芦屋市地域福祉計画原案の検討
1月31日	推進本部本部会（第2回）	・第4次芦屋市地域福祉計画原案の検討
2月2日～ 2月9日	社会福祉審議会 （書面）	・第4次芦屋市地域福祉計画原案の検討
2月21日	市議会民生文教常任委員会	・第4次芦屋市地域福祉計画の報告

3 規則・要綱等

芦屋市社会福祉審議会規則

平成 18 年 4 月 1 日

規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年芦屋市条例第 5 号）第 4 条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 会長は、芦屋市地域福祉計画の推進及び評価等の所掌事務を分掌させるために、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 8 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会部会運営要領

(趣旨)

第1条 芦屋市社会福祉審議会規則(平成18年4月1日芦屋市規則第48号)第4条の規定に基づき設置された部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討チーム)

第2条 部会は、地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、検討チームを組織することができる。

2 検討チームの構成員は、部会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を検討チームの構成員として指名することができる。

3 検討チームの庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(補則)

第3条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年11月18日から施行する。

芦屋市地域福祉計画推進本部設置要綱

平成18年9月1日

(設置)

第1条 芦屋市地域福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市地域福祉計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、福祉部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(本部長)
教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事(道路・公園担当部長)
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2(第5条関係)

(幹事会委員)
企画部政策推進課長
企画部市民参画・協働推進室長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部環境課長
市民生活部地域経済振興課長
福祉部監査指導課長
福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)
福祉部主幹(地域共生推進担当課長)
福祉部福祉センター長
福祉部生活援護課長
福祉部障がい福祉課長
福祉部高齢介護課長
こども・健康部子育て推進課長
こども・健康部主幹(子育て支援担当課長)
こども・健康部主幹(子育て施設担当課長)
こども・健康部健康課長
都市建設部建設総務課長
都市建設部道路・公園課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
上下水道部水道業務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

4 委員名簿

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
知識経験者	◎ 佐々木 勝 一	神戸女子大学教授
	小野 セレスタ 摩耶	滋慶医療科学大学院大学准教授
	澤 田 喜 博	芦屋市医師会副会長
	○ 平 野 隆 之	日本福祉大学大学院特任教授
	佐瀬 美 恵 子	桃山学院大学非常勤講師
市議会議員	松 木 義 昭	芦屋市議会議長
	田 原 俊 彦	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
市民	田 中 隆 子	市民
社会福祉団体等の代表者	安 達 昌 宏	芦屋市社会福祉協議会事務局長
	東 郷 明 子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
	針 山 大 輔	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査
	杉 田 俱 子	芦屋市身体障害者福祉協会副会長
	辻 原 永 子	認知症の人をささえる家族の会あじさいの会
	納 谷 周 吾	芦屋市自治会連合会
	谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター長
	桑 田 敬 司	芦屋市商工会副会長
	橋 野 浩 美	特定非営利活動法人あしや NPO センター事務局長
	佐 藤 アケミ	地域福祉アクションプログラム推進協議会副会長
行政関係者	谷 口 稔 彦	兵庫県西宮こども家庭センター所長
市職員	佐 藤 徳 治	芦屋市副市長
	中 山 裕 雅	芦屋市福祉部長

敬称略 ◎ 会長 ○ 副会長

令和4年(2022年)3月31日現在

芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
知識経験者	◎ 平 野 隆 之	日本福祉大学大学院特任教授
	○ 澤 田 喜 博	芦屋市医師会副会長
	佐瀬 美 恵 子	桃山学院大学非常勤講師
市民	田 中 隆 子	市民
社会福祉団体等 の代表者	安 達 昌 宏	芦屋市社会福祉協議会事務局長
	東 郷 明 子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
	針 山 大 輔	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査
	杉 田 俱 子	芦屋市身体障害者福祉協会副会長
	辻 原 永 子	認知症の人をささえる家族の会あじさいの会
	納 谷 周 吾	芦屋市自治会連合会
	谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター長
	桑 田 敬 司	芦屋市商工会副会長
	橋 野 浩 美	特定非営利活動法人あしや NPO センター事務局長
佐 藤 アケミ	地域福祉アクションプログラム推進協議会副会長	
行政関係者	谷 口 稔 彦	兵庫県西宮こども家庭センター所長
市職員	中 山 裕 雅	芦屋市福祉部長

敬称略 ◎ 部会長 ○ 副部会長

令和4年(2022年)3月31日現在

芦屋市地域福祉計画推進本部員名簿

氏 名	所 属 等
伊藤 舞	【本部長】市長
佐藤 徳治	【副本部長】副市長
福岡 憲助	教育長
西田 憲生	技監 都市建設部参事(道路・公園担当部長)
田中 徹	企画部長
川原 智夏	総務部長
御手洗 裕己	総務部参事(財務担当部長)
森田 昭弘	市民生活部長
中山 裕雅	福祉部長
岸田 太	こども・健康部長
辻 正彦	都市建設部長
阪元 靖司	上下水道部長
上田 剛	市立芦屋病院事務局長
北村 修一	消防長
本間 慶一	教育委員会管理部長
井岡 祥一	教育委員会学校教育部長
中西 勉	教育委員会社会教育部長

芦屋市地域福祉計画推進本部幹事会委員名簿

氏 名	所 属 等
中山 裕雅	【委員長】福祉部長
山川 尚佳	【副委員長】福祉部地域福祉課長
大上 勉	企画部政策推進課長
川口 弥良	企画部市民参画・協働推進室長
船曳 純子	総務部文書法制課長
岡崎 哲也	総務部財政課長
富松 正貴	市民生活部環境課長
森本 真司	市民生活部地域経済振興課長
篠原 隆志	福祉部監査指導課長
安達 昌宏	福祉部主幹（社会福祉協議会担当課長）
吉川 里香	福祉部主幹（地域共生推進担当課長）
細井 洋海	福祉部福祉センター長
越智 恭宏	福祉部生活援護課長
柏原 由紀	福祉部障がい福祉課長
浅野 理恵子	福祉部高齢介護課長
小川 智瑞子	こども・健康部子育て推進課長
廣瀬 香	こども・健康部主幹（子育て支援担当課長）
茶嶋 奈美	こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）
和泉 みどり	こども・健康部健康課長
三好 一示	都市建設部建設総務課長
岡本 和也	都市建設部道路・公園課長
竿尾 博司	都市建設部防災安全課長
柴田 陽子	都市建設部都市計画課長
夏川 龍也	上下水道部水道業務課長
奥村 享央	市立芦屋病院事務局総務課長
村江 宏太	消防本部総務課長
竹内 典子	教育委員会管理部管理課長
木下 新吾	教育委員会学校教育部学校教育課長
岩本 和加子	教育委員会社会教育部生涯学習課長

5 第3次芦屋市地域福祉計画の評価まとめ

第4次地域福祉計画の策定を見据え、第3次地域福祉計画の中間年評価を行いました。直近では、令和3年度（2021年度）に令和2年度（2020年度）分の実施内容についても評価を行っています。

第3次芦屋市地域福祉計画で行ってきた事業や取組について、推進目標ごとに進めてきたことや課題を整理し、第4次芦屋市地域福祉計画へと引き継いでいきます。

	推進目標	進めてきたこと	課題
1	“みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS を活用した情報発信の拡大 ・ 小中学生向け福祉学習の機会の創出 ・ 受け手側の立場に立った情報発信の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他課，多機関との連携による情報発信 ・ 福祉学習の機会不足や周知不足 ・ 福祉制度やサービスのさらなる周知
2	つながりのあるコミュニティをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉複合施設を活用した居場所づくり ・ 多世代間交流の機会やきっかけづくり ・ 地区防災計画や要配慮者支援等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動参加者の固定化や年齢層の偏り ・ コロナ禍による施設利用制限や活動の縮小 ・ 災害時要配慮者支援の取組の啓発
3	“できること・したいこと”での参加を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポイント制度などの新たな参加機会の創出 ・ 通いの場づくり事業の居場所設置や運営補助 ・ コロナ禍での情報提供や施設環境整備支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における交流のあり方 ・ 活動場所の不足や地域活動の担い手の確保 ・ 活動者や活動希望者間の交流機会の不足
4	ニーズに気づき、支援につなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談時の他部署・多機関等との連携強化 ・ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援室の設置 ・ 一般市民向けの様々なサポーター養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら SOS を出せない人の発見，ニーズ把握，支援 ・ アウトリーチの活動 ・ 相談窓口のさらなる周知
5	多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者に対する連絡会の定期実施 ・ 研修や講習などによる支援者のスキルアップ ・ 手話や要約筆記等のボランティア養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者の経験年数の低下や人員不足 ・ 困難ケースに対する多機関との連携 ・ 協力者（団体）増加のための普及と啓発
6	尊厳ある生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学生に対する人権啓発 ・ 成年後見制度市長申立てガイドライン作成 ・ 市民後見人の選任による後見活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の啓発不足 ・ 潜在的虐待ケースの把握 ・ 職員の資質の向上と支援体制の確保
7	誰もが暮らしやすいまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的にバリアフリー化工事を遂行 ・ ヘルプマークの周知啓発 ・ 通学路点検後の要望に基づく整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー工事に係る予算や補助金の減少 ・ 各種助成制度の周知 ・ バリアフリー情報の発信
8	誰もが安心・安全に暮らせるように支える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップ作り等の地域支援者への啓発 ・ 防災と福祉の連携・協働による防災訓練や事業の実施 ・ 交通安全教室や自転車安全利用の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要配慮者支援に係る運用や啓発 ・ 新型コロナウイルス感染症対応の防災訓練や避難所開設訓練 ・ 活動者の高齢化や担い手不足
9	地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等参画の機会となる「こえる場！」始動 ・ 行政だけではない地域福祉推進のための土台の検討 ・ 地域発信型ネットワーク改編の試行的実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体との連携や協働のあり方の検討 ・ 市民活動と福祉活動との協働 ・ 地域生活支援拠点の安定的稼働のための支援 ・ 地域発信型ネットワークの機能整理・再構築

6 検討チームからの意見まとめ

令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）3月にそれぞれのチームで4～5回かけて行ってきた検討チームでの協議内容は、下記のとおり意見がまとまりました。

第4次地域福祉計画においては、それらの意見も踏まえ、20施策を展開していきます。

※「第4次計画への展開」の欄には、より関連の深い施策No.を記載しています。

検討項目	検討チームでの意見	第4次計画への展開
重層的な支援体制整備に向けた 既存事業や体制の見直し	<p><生活困窮者自立支援制度及び権利擁護支援について></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援の充実が必要 身近な地域で相談できたり見守りなどがあるとよい 各機関の連携による総合相談支援体制の構築が必要 社会とつながりにくい人の社会参加の場の創出が必要 さらなる権利擁護支援の充実が必要 	<p>→A1 →A1 →A1・3・4 →A1, B7・8 →A2</p>
	<p><生活支援体制整備事業について></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い推進員の役割や活動を啓発していく必要がある 地区福祉委員会等への地域支え合い推進員の主体的参画が必要 自治会と民生委員等が連動できる仕組みの開発が必要 圏域ごとの専門職の協働を推進することが必要 地域発信型ネットワークの各会議体の連動、運営方法の再検討が必要 	<p>→B8 →B8・9, C14・15 →B8・9, C14・15, D16 →B9 →B9, C14・15</p>
市民参加による行政・専門職 との協働活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> プラスワン事業、居場所バンク設立など居場所を増やす取組が必要 専門職、見守りネットワーク事業や「こえる場！」の参画事業者、学生たちが交流し、情報共有できる仕組みづくりが必要 認知症サポーターへのアプローチや養成講座の充実が必要 教育委員会との協働やポイント制度により福祉学習を充実させてはどうか ICT活用のための支援による多世代交流は継続するべき アクションプログラムのプロジェクトで子ども・保護者向けの活動が必要 10世帯単位のモデル地区でNEWご近所づきあいを検討してはどうか 災害時の情報伝達、緊急・災害時要援護者台帳等の見直し、地域の支援者が協力し合える体制づくりが必要 	<p>→B6 →B6・9, D17 →C11, A2 →C11 →C12, D20 →C12 →C13 →D18</p>
多様な主体の参加につながる まちづくりの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 交流の場を活用したしごとづくりが必要 社会とつながることの困難な人が、多様な働き方ができるようなプログラムづくりの継続的な検討が必要 専門職の地域づくりの意識醸成が必要 困りごとを発信し協働できる仕組みとして、既存のネットワークの充実と高校生、大学生、教育委員会との協働が必要 みんながICTを使えるような取組が必要 ちょっとしたことで、ひとり一役活動への参加が増やせないか 地域福祉の推進者を探して増やすため、多様な人の参加による情報共有、学習の機会づくり、活動者の支援体制づくりが必要 地域の困りごとと「こえる場！」への参画企業等がつながる仕組みづくりが必要 多様な人が関わり発信力を高める取組や多様な組織への継続した情報提供が必要 	<p>→B6・7 →B6・7, D17 →B9, A3, D19 →B9, D19 →C12, D20 →C13 →D16・19, C11 →D17, B10 →D20</p>

7 用語の説明

あ行

◆ICT (Information & Communication Technology)

「情報通信技術」のことで、インターネットなどの通信技術を活用し、デジタル化された情報によるコミュニケーションを意味する。

◆アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、相談員などが自宅への訪問や関係機関への同行支援、地域に出向いて相談業務を行うなど、積極的に働きかけて支援を届けること。

◆あしや発信局玉手箱プロジェクト

地域福祉アクションプログラム推進協議会のプロジェクトの一つ。いつでもだれでも情報発信できることを目標に、芦屋で楽しく暮らすための情報のやり取りが住民同士で促進されるよう活動を展開している。市内の高校生と協働し、シニア世代向けのスマホカフェなどを企画・実践している。

◆芦屋まちデザインラボ

楽しくワクワクできるまちに住みたい、働きたいという思いを実現するために、どのようなことをすればよいのかを考えたり、学ぶ場。オープンゼミや連続ゼミの開催、ニューズレターの発行等を行っている。

◆一般就労

企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態のこと。それに対して、そのような働き方が難しい障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら働くことを「福祉的就労」と呼ぶ。

◆インスタグラム

写真や動画を投稿してコミュニケーションを行うSNSの一つ。

◆インフォーマル支援者

法律や制度に基づいて行われる公的なサービス（フォーマルサービス）に対し、制度外で支援する活動や事業（インフォーマルサービス）を行うボランティアグループやNPO、家族・親族、近所の人など。

◆ACP (Advance Care Planning)

「アドバンス・ケア・プランニング」の略。人生会議とも称され、もしものときのために、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族や近い人、医療・ケアチームと繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス

◆SNS (Social Networking Service)

インターネット上で社会的なネットワークを生み出すサービスで、登録された利用者同士が交流できるwebサイトの会員制サービス

◆NPO (Non-Profit Organization)

営利（団体の構成員への収益の分配）を目的とせず、福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野において、市民活動などの社会貢献活動を行う民間団体の

総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を「NPO法人(特定非営利活動法人)」という。

か行

◆緊急・災害時要援護者台帳

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などが、緊急・災害時に避難が遅れたり、安否がわからないといった状況にならないよう、氏名、住所、緊急時の連絡先などの情報を登録した台帳。本人の同意の範囲で民生委員・児童委員や社会福祉協議会などに登録内容を伝え、平常時から地域との関わり合いを持ち、緊急・災害時に役立てることを目的とするもの。

◆権利擁護支援システム推進委員会

高齢者及び障がいのある人の虐待及びその他の権利侵害の防止策、高齢者・障がいのある人の権利を守るための支援策及び権利擁護支援センターの機能を含めた、地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うために設置された組織

◆権利擁護支援者養成研修

誰もが地域で自分らしく暮らすために必要な支援の一つである権利擁護支援の担い手を養成するために権利擁護支援センターが主催する研修

◆権利擁護支援センター

保健福祉センター内にある高齢者や障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に対応する機関

◆更生保護

犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動

◆更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子供たちの健全育成のための活動などを行うボランティア団体。更生保護への理解と協力を得るための活動を展開している。

◆合理的配慮

障がいのある人から、困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応すること。

◆高齢者生活支援センター

地域の高齢者への総合的な支援を行う機関。本市では地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内4か所に設置している。

◆「こえる場！」

本市行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」、「高齢者の社会参加」、「全世代交流」をテーマに始まった取組。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、市民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指す。

◆子育て応援団

芦屋市民生児童委員協議会が兵庫県の地域子育てネットワーク事業を進めるため、子育て家庭を応援する目的で立ち上げた組織。市内を9つのブロックに分けて、子どもの見守

りや声掛けを中心に、子育て世帯を支援する様々な活動を展開している。

◆コミュニティ・スクール（通称コムスク）

小学校区を基本とした地域において、文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的とする団体。昭和 53 年（1978 年）から順次設立され、現在 9 団体が小学校等を利用し、活動している。

◆コミュニティソーシャルワーカー

困りごとを抱える人の相談・見守り、活動やサービスへのつなぎなどの個別支援や、課題解決のための地域の仕組みづくりや新たな社会資源の開発などを行う専門職。英語の頭文字をとって CSW ともいう。

◆コミュニティビジネス

地域住民が主体となって、地域が抱える課題について、地域資源や人材を活かしてビジネスの手法により解決する事業

◆コミュニティワーカー

地域の福祉ニーズや生活課題の解決を図るため、社会資源の開発や地域活動・社会資源のコーディネートなど、住民組織や専門機関などの活動を支援する社会福祉の専門職

さ行

◆参加支援

本人や世帯の状態に合わせ、社会資源を生かしながら、就労、住まい、学習、居場所機能の提供など多様な形の社会参加に向けた支援。重層的支援体制整備事業に位置付けられる。

◆市民活動センター（リードあしや）

ボランティア、NPO など市内で様々な活動する市民や団体の協働の拠点として平成 19 年（2007 年）に開設。市民活動団体の情報の収集・提供、交流とネットワークの支援、NPO に関する相談などの支援を行い、通称「リードあしや」として、市民に親しまれ利用されている。

◆社会資源

人々の生活におけるニーズの充足や、問題解決のために活用される各種制度、施設、機関、設備、資金、情報、集団・個人の有する知識や技術等の総称

◆社会福祉協議会

地域福祉の推進役として昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき設置された、営利を目的としない公益性の高い民間組織。住民や福祉団体、施設、関係機関と協力し合い、一緒に活動をしたり、活動を応援したりする役割を担い、地域の要望にあわせた様々な福祉サービスも行う。

◆重層的支援体制整備事業

複雑化・複合化する課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状を背景に、社会福祉法の改正により地域共生社会の実現を目指して創設された事業。現行取り組んでいる様々な活動や取組を生かしながら、「相談支援（包括的な相談支援、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。市・地域住民・関係機関・民間団体など地域の様々な人が協働し、多様なつながり

を地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域コミュニティの持続可能性の向上を図る。

◆障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関と連携し、地域課題の解決を行う機関

◆自立支援協議会

障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障がい福祉に関するシステムづくりや関係機関のネットワークの構築などについて、福祉、雇用、教育、医療等の分野の関係者や障がい者団体等が参加し、協議を行うことを目的として設置された組織

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19：coronavirus disease2019）

令和元年（2019年）に発生した感染症。ヒト・ヒト間での感染が認められており、症状としては、発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状や呼吸困難を伴う肺炎を認める場合がある。世界規模での流行により、我が国においても健康福祉施策等多方面に大きな影響を及ぼしており、新しい生活様式の提唱やワクチン接種の実施など、徹底した予防や感染対策が行われている。

◆スマホカフェ

軽い飲食をしながら、スマートフォンの操作方法や便利な機能等が楽しく学べるイベントや教室等のこと。本市では高校生がシニア世代にスマートフォンの使い方を教える企画が好評を得ている。

◆生活困窮者自立支援推進協議会

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するために設置された組織

◆生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする制度

◆生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などを対象に、一人ひとりの困りごとや不安の相談に応じて、支援プランを一緒に考え、安定した生活に向けて仕事や住まいなど様々な面での支援を行う事業

◆生活支援体制整備事業

地域包括ケア実現のため、住民主体による支え合いや多様な主体による生活支援サービスの提供体制を構築する事業。地域支え合い推進員を配置し、身近な地域での支え合いを推進している。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3制度がある。中でも援助者が一般市民の場合を「市民後見人」、法人が援助者の場合を「法人後見」という。

◆セーフティネット

予想される様々なリスクに備え、網の目のように救済策を張ることで安全や安心を提供

するための仕組みで、いわゆる社会保障の仕組みのこと。地域福祉においては、普段の見守りや支え合いから経済的な援助まで、広範な領域の活動やサービス、制度が相当する。

◆創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、重要かつ喫緊の課題である人口減少・少子高齢化へ対応していくため、人口減少の緩和に加え、まちの魅力を高め、市民がいきいきと暮らせるまちを目指す戦略計画

た行

◆ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態

◆地域アセスメント

個別支援や地域支援に必要となる生活環境や生活ニーズ、社会資源、地域住民の意識など地域の情報を把握・分析すること。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる人や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

◆地域ケア会議

地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるもので、高齢者生活支援センター等が主催する。

◆地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

地域支え合い推進員とは介護保険制度の「生活支援コーディネーター」のことで、地域での助け合い活動の仕組みの構築や地域活動の担い手の支援、不足している資源の開発などを担う。市全域を担当する第1層地域支え合い推進員と市内を4つに分けた日常生活圏域を担当する第2層地域支え合い推進員を配置している。

◆地域づくり

地域社会からの孤立を防ぎ、誰もが安心していきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって、地域課題を解決していく活動や取組

◆地域発信型ネットワーク

地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取組を進めるため、自治会などの地域住民や民生委員・児童委員、専門職、関係団体、行政による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステム

◆地域福祉アクションプログラム推進協議会

地域福祉の推進に向け、市民、社会福祉協議会、市が協働して活動する組織。できることやしたいことで住みよいあたたかい芦屋をつくることを目指し、あしや発信局玉手箱プロジェクト等プロジェクトの推進や、地域福祉を広げる活動に取り組んでいる。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立した生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自

分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み

◆地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営，公正・中立性の確保，その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために設置された組織

◆地域密着型サービス運営委員会

介護保険法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するにあたり，関係者の意見を反映させ，学識経験を有する者の知見の活用を図るために設置された組織

◆地域リーダー

本計画における「地域リーダー」とは，地域で様々に活動し，地域組織をまとめている人や地域の活性化を牽引していく人などを指す。

◆地区福祉委員会

市内を9つの地区に分けて，民生委員・児童委員と福祉推進委員で構成している組織。地域の見守りや高齢者の生きがいがづくり活動，地区だよりの発行など自主的な活動を行いながら，福祉のまちづくりを推進している。

◆DV (Domestic Violence)

「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある，又はあった者から振るわれる暴力のことで，身体的暴力に限らず，精神的，経済的，性的などあらゆる形態の暴力を含む。

◆トータルサポート機能

本市の地域福祉課に保健師を配置し，各種制度の対象とならない人への支援を保健師の専門性を活かして実践する仕組み

な行

◆認知症サポーター

「認知症にやさしいまち」を目指し開催している「認知症サポーター養成講座」の修了者で，友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や，認知症の人やその家族の手助けなどを本人の可能な範囲で行う。

は行

◆8050問題

ひきこもりの長期化，高齢化から引き起こされる社会問題。主に50歳代前後のひきこもりの子どもを80歳代前後の親が養っている状態を指し，経済的困窮や当事者の社会的孤立，病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクがある。

◆バリアフリー

高齢者，障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し，両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが，「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等があり，これらのバリアをなくしていくことが求められている。

◆ひとり役活動

「できること・したいこと」での支え合いや、活動者自身の社会参加を通じた健康づくり・介護予防の推進を目的とした活動。本市では、「ひとり役ワーカー」として登録した人が、活動実績に応じて付与されたポイントを換金（年間上限5,000円）することができる「ひとり役活動推進事業」を実施している。

◆ファミリー・サポート・センター

仕事と子育ての両立や地域での子育て支援を行うために、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てに協力したい人（協力会員）が会員となって、一時的に子どもを自宅で預かる相互の援助活動を行う会員組織

◆福祉サービス利用援助事業

判断能力の低下により、福祉サービスを選ぶことができない、又は利用料が支払えない人が自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理等を行う事業

◆福祉推進委員

社会福祉協議会会長から委嘱され、地域において、住民の相談や高齢者の見守りなどの活動を行う人。民生委員・児童委員と協力し、地域の見守りや高齢者の生きがいづくりなどの活動を行っている。

◆プラットフォーム

地域福祉を多くの市民、団体、事業者、関係機関、市などの参加と協働を進めていく上で、誰もが自由に対等な立場で参加し、話し合いや協働を進めるためのテーブルをイメージしているもの。

◆保護司

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えている。「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、助言・指導を行うなど更生保護の重要な役割を担う。

◆ほっとかへんネットあしや

令和3年（2021年）3月に設立された芦屋市社会福祉法人連絡協議会の通称。市内の社会福祉法人が、高齢・障がい・児童等の分野を超えて連携し、地域の生活課題・福祉課題の解決に向けて取り組むためのネットワーク

◆ボランティア活動センター

保健福祉センター内にあるボランティア活動を「必要としている人」と「活動している人（団体）」、「活動したい人」のコーディネートを行う機関。また、ボランティアに関する相談窓口として、様々な情報などを集め、ボランティア活動を支援している。

ま行

◆マスタープラン

他の計画の上位に位置付く総合的な計画のこと。本計画は、保健福祉の分野別計画と連動させ、地域福祉を総合的に推進するための「保健福祉のマスタープラン」と位置付けている。

◆民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域住民の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

や行

◆ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども

◆有償型活動

ボランティア活動等の地域活動に際し、無償で行う活動に対して対価を受け取れる有償での活動。ワンコインボランティア等の形態がある。

◆ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）

◆要配慮者

乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難な人

◆要配慮者名簿

緊急・災害時要援護者台帳を町ごとに整理した名簿で、災害時に地域における安否確認や避難誘導などの支援ができるよう地域支援者に提供している。

◆要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童等の早期発見及び適切な保護と、養育の支援が必要な児童や出産前から養育について支援が必要な妊婦等への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき設置する組織

ら行

◆LINE

無料で通話やメッセージのやり取りができるアプリケーション。東日本大震災をきっかけに、災害時にも簡単に連絡ができるよう開発された。

わ行

◆わがまちベンチプロジェクト

地域福祉アクションプログラム推進協議会のプロジェクトの一つ。人と人がふれあい、つながるきっかけづくりとして、ひと休みできるベンチを設置する団体に、費用の一部を助成する。令和4年（2022年）3月現在、市内に20台設置している。

第 4 次 芦 屋 市 地 域 福 祉 計 画

令和4年（2022年）3月

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL：0797-38-2153

FAX：0797-38-2160

ホームページ：<http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集：芦屋市福祉部地域福祉課
